

基山町民俗芸能保存会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、基山町民俗芸能保存会と称し、事務局を基山町教育委員会事務所内に置く。

(目的)

第2条 この会は、荒穂神社と宝満神社の御神幸に奉納する民俗芸能の保存と顕彰を図り、もって郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 民俗芸能の保存に関する事。
- (2) 民俗芸能の公開、顕彰に関する事。
- (3) 関係機関及び他団体との連絡提携。
- (4) その他目的達成に必要な事。

(組織)

第4条 この会は、荒穂神社と宝満神社の御神幸に奉納する民俗芸能の伝承団体及び民俗芸能の保存公開に関して賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 40名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 監事は、会長が任命する。

(役員任期)

第6条 役員は、総会で選出し、任期は2年とし、再任することができる。欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第7条 会長は、この会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
 - 3 理事は、理事会の決議に基づき必要な事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
 - 4 監事は、会の業務及び会計を監査し、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(会議)

第8条 この会は、総会及び理事会の2種とし、会長が召集する。

第9条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第10条 定期総会は、年度始めに開き、前年度の事業報告・決算及び当該年度の事業計画・予算その他この会の目的に関する重要事項の審議を行う。ただし、理事会をもって総会にかえることができる。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開く。

2 理事会は、必要に応じて開くものとする。

第11条 会議の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(会計)

第12条 この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第13条 この会の会費は、年額1口100円とする。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 事務局に職員若干名を置く。

2 事務局職員は、本会の事務を担当する。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

第17条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は理事会できめる。

附則

この会則は、昭和46年9月9日から実施する。

附則(昭和60年7月11日決議)

この会則は、昭和60年7月11日から実施する。

附則(昭和63年7月15日決議)

この会則は、昭和63年4月15日から実施する。

附則(平成5年6月30日決議)

この会則は、平成5年7月1日から実施する。

附則(平成13年7月3日決議)

この会則は、平成13年7月3日から実施する。

附則(平成17年6月3日決議)

この会則は、平成17年6月3日から実施する。